

用語解説

平成 29 年度佐賀県教育施策実施計画に出てくる用語について、解説を記載します。

※ 複数箇所に出てくる用語については、最初に出てきた箇所に準じて記載

I 確かな学力を育む教育の推進

全国学力・学習状況調査（全国調査）

文部科学省が、全国的な子どもたちの学力状況を把握するために、平成19年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学6年、中学3年（原則として全児童生徒）を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査が実施される。

佐賀県小・中学校学習状況調査（県調査）

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成14年度から実施している調査。4月は小学5・6年、中学1～3年を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と児童生徒及び教師への意識調査を実施。12月は小学4～6年、中学1・2年を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学、社会、理科、英語（中学のみ））を実施。

学力向上の検証・改善（PDCA）サイクル

全国調査や県調査等の結果を活用し、児童生徒の学力向上に向け、計画(plan)、取組(do)、結果分析(check)、取組の見直し(action)を繰り返し行い、継続的に学力向上に向けた取組の改善を図るための手法。佐賀県では、年2回のサイクルで実施。

主体的・対話的で深い学び

子どもたちが、学習内容を自らの生活や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学び続けることができるようにするため、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの深まりを重視した学び。

従来の教師による説明を中心とした受け身的な学習から、いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点（「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの視点）での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を通じて、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を図る。社会人講師による講話や職場見学、インターンシップなどの取組を行う。

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

佐賀県における学力向上重点対策

全国調査や県調査等の分析結果を踏まえ、本県の公立小中学校の児童生徒の学力向上を図るため、佐賀県教育委員会が、市町教育委員会及び小中学校と連携を図り、総合的に実施する4つの重点対策。

- 1 学力の現状把握と分析及び課題の抽出
- 2 教員の指導力向上及び指導方法の改善
- 3 学習環境の改善充実
- 4 家庭・地域の教育力の向上及び連携の強化

学力向上対策コーディネーター

各学校において、学力向上対策を推進するに当たり、その中核を担う教職員。全国調査や県調査等の分析をはじめ、学力向上対策評価シート※の作成や授業改善の取組推進に関することなどの役割を担う。

※ 全国調査や県調査の結果から明らかとなった課題及びその改善に向けた重点的な取組について、全職員が共通理解するためのシートで、各学校、市町教育委員会における学力向上のPDCAサイクルに活用するもの。

学力向上推進教員

高い教科指導力があり、また学力向上を支える学級経営等、幅広い知見を有する教員で県内10校に各1名配置。勤務校に週3日、勤務校以外の支援校（1～2校）に週2日勤務し、チームティーチングによる授業改善やモデル授業を行い、教員へ指導力向上のための助言や学校の改善計画等各学校の課題に応じた支援を継続的に行う。

A L T

外国語（英語）を母国語とする外国語指導助手。児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成及び国際理解の深化を図り、英語担当教員の助手として英語の指導に当たるため、小学校・中学校・高等学校等に配置されている。

理科専科指導教員

専門的な知識や技能が必要となる小学校5、6年生の理科において、よりきめ細かな指導を行うため、指導方法の工夫改善に取り組む学校に配置している教員。理科専科指導教員と学級担任の2人による学習指導を行っている。

学力向上フォーラム

家庭・地域の教育力向上のため、県内2カ所の市町教育委員会との共催及び佐賀県PTA連合の後援を受け開催。開催市町の課題改善に向けた講演や先進的な取組についての実践報告などを行う。

小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制（小学校低学年）

確かな学力の定着の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることを目的として、小学校第2学年において36人以上の学級がある学校に教員を1人加配し、小規模学級又は複数の教師が指導にあたるチームティーチングのどちらかを市町教育委員会が学校の実情に応じて選択できるようにしている。

小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制（中学校第1学年）

中学校第1学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成21年度から行っている。学校の実情に応じて、35人以下の小規模学級やチームティーチングを選択し、きめ細かな指導のための環境整備をしている。

佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の連携・協力

平成28年5月締結（原協定は平成17年1月締結）の佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の連携・協力協定に基づき、教員の養成及び資質・能力の向上、学校教育上の諸課題への対応及び生涯学習の推進を図り、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的として実施する。

Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進

佐賀県いじめ防止基本方針

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県におけるさらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として平成26年9月に策定した。平成28年10月に一部改訂。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。ユニバーサルデザイン教育は、こうした考え方を踏まえて、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことを目指している。

道徳教育推進教師

学校における道徳教育の推進を主に担当する教師。道徳教育は、学校の教育活動全体で取り組むものであり、学校が組織体として一体となって進める必要があることから、平成20年告示の学習指導要領からすべての小・中学校に位置付けるよう示された。

ふれあい道徳教育

学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに各学校が自校の道徳教育の取組を紹介している。

特別の教科である道徳

学習指導要領の一部改正等により、従前の道徳の時間が「教科」として位置付けられた。道徳の時間については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する。

学校適応指導教室「しいの木」

心理的・情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒に対して、個別及び小集団での相談や支援を行い、他者と関わり合う活動を通して自立を促しながら集団生活に適應する力を育み、学校や社会への復帰をめざすための施設。

心のテレホン

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

いじめホットライン

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

学校安全計画

学校保健安全法第27条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

学校保健計画

学校保健安全法第5条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

スポーツチャレンジ

小学生が運動に対する意欲を高め、仲間と共に運動に親しむ契機になることを目指して、クラス単位で記録に挑戦し、ウェブ上でランキングを競う運動。平成25年度からスタートし、種目は「8の字とび」「ドッジボールラリー」「みんなで輪くぐり」「マラソン選手にちょうせん」「れんぞく馬とび」「たてわりでちょうせん8の字とび」の6種目がある。

IV 時代のニーズに対応した教育の推進

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成19年4月の文部科学省通知により、各学校で校務分掌に位置付けることが求められている。

高校教育改革プロジェクト会議

入学者選抜制度の検証や高等学校の学科の在り方など、佐賀県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決に向けた研究を行うため、県教育委員会、小中学校校長会、市町教育委員会、県立学校校長会等で組織し設置した会議。

ICT利活用教育の推進に関する事業改善検討委員会

ICT利活用教育推進事業について、これまでの取組を振り返るとともに、今後の在り方について総合的な立場から取組の改善・充実を行うことにより、佐賀県ならではの教育の特色を活かした、より効果的なICT利活用教育の実施につなげることを目的としている。委員は、有識者、学校代表、保護者代表他で構成し、平成27年5月に設置。

佐賀県ICT利活用教育推進協議会

佐賀県教育委員会と佐賀県内市町教育委員会とが相互に連携・協力し、全県規模でICTの利活用による教育の情報化を推進する目的で設置し、ICT利活用による教育の情報化の推進のための情報交換と施策連携に関する事業等を行う。委員は、佐賀県教育委員会教育長、全市町教育委員会教育長他で構成し、平成23年7月に設置。

教育フェスタ

県民や全国の教育関係者等への情報発信として、佐賀県が全県規模で取り組んでいる教育の情報化の状況や今後の展望等について発表報告を行うことを目的として開催している大会。学校現場でのICT利活用教育状況の公開や、最新のICT機器やデジタル教科書等の展示も行っている。

教育情報システム(SEI-Net)

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」、及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の3つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム（呼名：SEI-Net）。

グローバル社会で生きぬくSAGA人材づくり

県教育委員会の事業であり、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた人材育成を図るため、海外留学等への支援や体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行うもの。

未来のスペシャリスト海外研修

佐賀県高等学校教育研究会のうち、専門高校に関する部会（農業、工業、商業、家庭、福祉）が実施する海外研修。

英語コンテスト

佐賀県内の中学校、高等学校に在学する生徒を対象に、日頃の英語学習の成果を発表する機会を提供し、生徒の英語に対する興味・関心を高めること等を目的として実施されるコンテスト。県内の大会としては、中学校英語暗唱大会、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会佐賀県大会、高等学校英語ディベートコンテスト、高等学校英語スピーチコンテスト等がある。

スーパーグローバルハイスクール

文部科学省の事業であり、高等学校等におけるグローバルリーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を図るもの。

新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（新実施計画）

平成30年度から平成33年度までの生徒減少期や、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくための、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する計画。新実施計画は第1次と第2次を区分して策定。

新実施計画（第1次）

平成26年12月策定。早期に方針を決定し、準備に着手する必要がある県立高等学校の再編整備等。

新実施計画（第2次）

平成28年度12月策定。更に調査や検証、協議等が必要な県立高等学校の再編整備等。

児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

佐賀県特別支援教育第三次推進プラン

本県の特別支援教育の基本方針及び施策の方向性を定め、障害のある幼児児童生徒の教育を総合的に推進するために策定しているもので、第二次プランに基づく取組が平成26年度末で終了し、今後も特別支援教育のより一層の充実を図る必要があることから、平成27年10月に策定し、プランの期間は平成27年度から平成30年度までとなっている。

（特別支援学校担当の）就労支援コーディネーター

特別支援学校やハローワーク等の関係機関と連携しながら企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報の提供などについて働きかけを行うとともに、特別支援学校生徒の障害の特性や能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、特別支援学校の生徒の就労支援を担う。

（特別支援学校の）センター的機能

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を發揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、「小・中学校等の教員への支援」「特別支援教育等に関する相談・情報提供」「障害のある幼児児童生徒への指導・支援」などがある。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

障害者差別解消法

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現につなげることを目的とし、障害を理由とする差別解消の推進に関する基本的事項や、障害を理由とする差別解消のための措置等について定めた法律で、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議

産学官の関係機関が一体となり県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」に取り組んでおり、推進会議において事業の実実施計画及び推進計画の策定を行う。高校生や大学生等の県内就職や県外への就職・進学者のUターン就職を促進するために取り組んでいる。

さがものづくり産学官連携推進会議

知事部局等と連携し産業人材を育成するための「若年技能者人材育成支援等事業」に取り組んでおり、推進会議において事業の実施計画や推進計画を策定し、若年技能者の人材育成支援や技能を尊重する気運の醸成等を図っている。

佐賀県高校生産業教育フェア

広く県民に対し、専門高校生等の学習成果を展示や実演等で紹介して、産業教育への興味関心を高めることにより、産業人材の育成を図るとともに、生徒の主体的な活動や学校・学科間を越えた交流により、産業教育の活性化と充実を図ることを目的とした展示会。

V 教育活動を支える環境の整備

学校評価

児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

専修免許状

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に定める教員の普通免許状の一種。教員の普通免許状には、短大卒業程度の二種免許状、大学学部卒業程度の一種免許状と、大学院修士課程修了程度の専修免許状がある。

長期保全計画（個別施設計画）

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため策定する学校施設の特性に応じた個別施設計画。

非構造部材の耐震化

柱、梁（はり）、床などの建物の構造体ではなく、天井材や外装材、照明など、構造体と区分された部材（非構造部材）の、耐震対策を図ること。学校施設については、災害時に避難所として利用される屋内運動場の吊り天井や照明器具等の対策等が求められている。

ユニバーサルデザイン化整備

年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、計画、設計のうえ整備すること。県立学校施設については、1階部分の段差解消、多機能トイレ整備のほか、障害のある生徒の入学等に合わせてエレベーターの整備等を行うこととしている。

育英資金

経済的理由で高校等への修学を断念することがないよう、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高等学校又は高等学校と同程度の学校に在学する者で一定の要件を満たす者に育英資金を貸与する制度。

教職員人事評価制度

平成26年5月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の2つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

教員育成協議会

校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため、教育委員会と教員を養成する大学等とで構成する協議会。

教員育成指標

平成28年11月に公布された教育公務員特例法の一部を改正する法律において、公立学校の任命権者に策定が義務付けられた、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成・研修の基軸となる指針。文部科学大臣が定める「教員育成指標の策定に関する指針」を参酌し、任命権者と教員研修に協力する大学等をもって構成する教員育成協議会の中で協議等を行い、地域の実情に応じて策定する。任命権者は、この教員育成指標を基に、教員研修計画を策定する。

教員研修計画

教員育成指標を踏まえた校長及び教員の研修を毎年度体系的かつ効果的に実施するための計画。

教員の応募指名制度（FA制度）

人事異動を通して、特色ある学校づくり、学校運営の活性化及び学校の抱える課題解決を推進するための「人事配置を希望する学校の校長」と「転任を希望する教員」との合意により成立する人事異動の制度。平成17年4月の人事異動から導入している。この制度により教員の配置を希望する学校及び転任を希望する教員は、県教育委員会の指定を受ける必要がある。転任希望教員として指定を申請するのに必要な資格は、採用後6年以上かつ2校以上の勤務経験を有し、年度末現在で現任校に3年以上勤務している教諭及び養護教諭。

スーパーティーチャー

教員としての高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員を「スーパーティーチャー」として公に認証するとともに、その専門的な力量を所属校のみならず広く県内において活用することにより、佐賀県教員の指導力の向上を図ることを目的としている。平成20年度(初年度)に5人を認証し、平成28年度は25人を認証している。

多忙化対策検討会

効率的な学校運営や業務改善、教職員の在校時間の縮減をはじめとした総労働時間の短縮に向けた方策を検討する会議。平成27年度までは各教育事務所が主体となって開催していたが、平成28年度からは県内の全市町教育委員会で検討会を設置し、業務改善等の検討がなされている。検討会は、多くの市町では、市町教育委員会職員、校長等管理職、教職員代表者などで構成される。

衛生委員会

労働安全衛生法第18条の規定に基づき、常時50人以上の労働者を使用する事業場（1つの学校も1つの事業場となる。）ごとに設置し、労働者の健康障害の防止の基本対策等を調査・審議する委員会。毎月1回以上開催するようにしなければならない。委員会は、衛生管理者のうちから事業者が指名した者、産業医のうちから事業者が指名した者などから構成される。

ストレスチェック

平成27年12月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、事業者が義務付けられた医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査。目的は、「労働者自身によるストレスへのセルフケアと、事業者によるストレス要因そのものの低減」にある。労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に実施義務があるが、佐賀県の県立学校においては、全校で実施している。

全国津々浦々！自己研修資料

Web上に公開されている佐賀県教育センターや全国各地の教材・指導案・教育コンテンツの中から、授業にすぐ使うことができる優良なものを選び、各校種別、各教科別・領域別に整理し紹介する佐賀県教育センターホームページのサイト。

教育用情報システム（EDQ等）

佐賀県教育センターが運営する情報システム。教育センターホームページの運用と県立学校並びに市町立学校がSEI-Netに接続するための独自ネットワークの提供を行う。

教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方（目的、体制づくり、危機発生時の対応等）、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

危機管理マニュアル

各学校において、「学校現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、子どもの安全・安心を最優先に通常の安全対策、緊急時の対応を確実にを行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

学校と地域住民・保護者が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、ともに協働しながら子供たちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」を推進する仕組み。

保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会が設置され、学校運営の基本方針を承認するなど、学校の教育活動などについて意見を述べる取組が行われる。

佐賀県コミュニティ・スクール研究大会（仮称）

県内におけるコミュニティ・スクールの導入を推進するため、県教育委員会が開催するもの。市町教育委員会等を対象として、外部講師を招いた講演や先進事例の実践発表を行う。

公立高等学校就学支援金

佐賀県立高等学校における授業料（全日制 月額 9,900 円、定時制 1 単位につき 1,560 円、通信制 1 単位につき 100 円）の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し支援金を支給する制度。

奨学のための給付金

公立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高校生等がいる低所得世帯の保護者等に対し給付金（32,300 円～129,700 円）を支給する制度。

VI 文化財の保護

文化財（種類・区分）

文化財保護法による保護の対象となる文化財として

- 1 建造物、絵画などの有形文化財
- 2 演劇、工芸技術などの無形文化財
- 3 民俗文化財（有形と無形がある）
- 4 史跡や名勝、動植物、地質鉱物などの記念物
- 5 地域における生活や生業、風土により形成された文化的景観
- 6 伝統的建造物群

があり、これらとは別に埋蔵文化財がある。

